

都城市消費生活センターだよりVOL. 8

～consumer center news～



今回の特集

私たちに身近なお金の話。一緒に考えてみませんか？

多重債務にご用心！

暮らしに役立つ情報 都城市消費生活センター無料法律相談

消費生活トラブル事例 宅配業者を装ったSMS

都城市消費生活センターの取り組み

《特集：私たちに身近なお金の話。一緒に考えてみませんか？》

多重債務にご用心！

都城市消費生活センターでは、令和2年度に613件の相談を受け、その中の45件が多重債務に関する相談でした。

多重債務と言うのは複数の消費者金融やクレジットカード会社から借入れをし、返済が困難になっている状況のことです。多重債務のきっかけは特別なことではなく、その多くは生活費や教育費を賄う為であることが明らかになっており、決して他人事ではない身近な問題です。

借金のことで困ったら、債務の内容を客観的に整理することが重要です。一人で悩まずに消費生活センターに相談しましょう。



《暮らしに役立つ情報》

多重債務や契約トラブルでお困りの方、弁護士に相談してみませんか？

都城市消費生活センターの 無料法律相談会

日時：毎月第4金曜日
13:00～16:00

場所：都城市消費生活センター
(市役所本館2階)

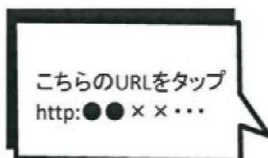


※当センターでの無料法律相談は消費生活に関する内容となります。個人間のトラブルや相続問題、事業者の方からの相談は受け付けておりません。

消費生活
トラブル事例

宅配業者を装ったSMS URLにアクセスしないで！

宅配業者から不在通知のSMS
が送られてきました。
荷物が届く予定はないけど、連
絡がほしいって書いてある…。



<ワンポイントアドバイス>

宅配業者の不在通知を装い、SMS(ショートメッセージサービス)が送られてくるというトラブルがあります。送られてきたSMSには偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスすると自分の個人情報収集される恐れがあります。不審なSMSが届いたら相手方には連絡せずに、すぐに消費生活センターへ相談してください。

都城市消費生活センターの取り組み

消費者が自立し、安心安全な生活を送るために様々な啓発活動を行っています。市民参加のイベントもありますので、開催の際はぜひご参加ください。



<店舗での街頭啓発>



<市民サロンでのパネル展示>



<出前講座>

<発行元> 都城市消費生活センター 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号
電話:0986-23-2121 FAX: 0986-23-3034

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活相談

【相談専用電話 [0986-23-7154](tel:0986-23-7154)】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:9:00～16:00

秘密は厳守します

<相談にあたっての留意事項>

当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。



来訪

※来訪される前に連絡を下さい。

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際にご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては[0986-23-2121](tel:0986-23-2121)までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます

相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。
※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。